

労働安全衛生規則（抜粋）

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づく告示 （労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等）

平成 18 年厚生労働省告示第二十五号（平成 19 年 11 月一部改正）

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）
第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

物	含有量(重量パーセント)
アルファ・アルファジクロロトルエン	0.1 パーセント未満
イソブレン	0.1 パーセント未満
ウレタン	0.1 パーセント未満
二・三エポキシプロピルフェニルエーテル	0.1 パーセント未満
オルトアニシジン	0.1 パーセント未満
オルトニトロアニソール	0.1 パーセント未満
オルトニトロトルエン	0.1 パーセント未満
二クロロ一・三ブタジエン	0.1 パーセント未満
四クロロ二メチルアニリン及びその塩酸塩	0.1 パーセント未満
コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）	0.1 パーセント未満
酸化プロピレン	0.1 パーセント未満
ジアゾメタン	0.1 パーセント未満
二・四ジアミノアニソール	0.1 パーセント未満
四・四ジジアミノジフェニルエーテル	0.1 パーセント未満
四・四ジジアミノジフェニルスルフィド	0.1 パーセント未満
四・四ジジアミノ三・三ジメチルジフェニルメタン	0.1 パーセント未満
二・四ジアミノトルエン	0.1 パーセント未満
一・四ジクロロニブテン	0.1 パーセント未満
二・四ジニトロトルエン	0.1 パーセント未満
一・二ジブromoエタン（別名EDB）	0.1 パーセント未満
一・二ジブromo三クロロプロパン	0.1 パーセント未満
ジメチルカルバモイルクロリド	0.1 パーセント未満

N・Nジメチルニトロソアミン	0.1 パーセント未満
ジメチルヒドラジン	0.1 パーセント未満
一・四・七・八テトラアミノアントラキノン（別名ジスパースブルー）	0.1 パーセント未満
N-（一・一・二・二テトラクロロエチルチオ）一・二・三・六テトラヒドロフルイミド（別名キャプタフォル）	0.1 パーセント未満
五ニトロアセナフテン	0.1 パーセント未満
二ニトロプロパン	0.1 パーセント未満
パラフェニルアゾアニリン	0.1 パーセント未満
ヒドラジン	0.1 パーセント未満
フェニルヒドラジン	0.1 パーセント未満
一・三プロパンスルトン	0.1 パーセント未満
プロピレンイミン	0.1 パーセント未満
ヘキサクロベンゼン	0.1 パーセント未満
ヘキサメチルホスホリクトリアミド	0.1 パーセント未満
ベンゾ[a]アントラセン	0.1 パーセント未満
ベンゾ[a]ピレン	0.1 パーセント未満
ベンゾ[e]フルオラセン	0.1 パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	0.1 パーセント未満
二メチルー四（ニトリルアゾ）アニリン	0.1 パーセント未満
四・四ジメチレンジアニリン	0.1 パーセント未満
二メトキシ一五メチルアニリン	0.1 パーセント未満
りん化インジウム	1 パーセント未満
りん酸トリス（二・三ジブromoプロピル）	0.1 パーセント未満

（有害物ばく露作業報告の対象及び期日）

第二条 事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、平成二十年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。